

追加的需要に対応する介護サービスの見込み量について

1 追加的需要への対応状況 (熊毛圏域)

(1) 追加的需要

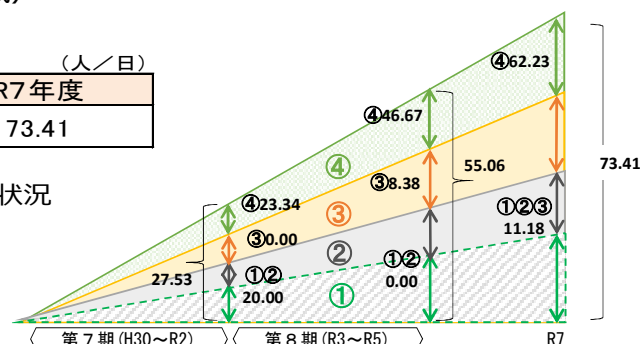
(人/日)		
R2年度	R5年度	R7年度
27.53	55.06	73.41

(2) 第8期市町村介護保険事業計画への反映状況

(12月調査結果)

(人/日)

介護保険施設	居宅介護サービス
0	0



(3) 令和5年度末時点における追加的需要への対応状況

(人/日)

R5 追加的需要 (A)	内訳			
	外来受診対応分 (B)=④	介護保険施設対応分 (C)=①+②	在宅医療対応分 (訪問診療)③	(A-B-C)
				居宅介護サービス
55.06	46.67	0	8.38	0

(C)の内訳		
第7期転換分	第8期転換意向分 (未定含む)	その他
0	0	0

※第8期転換意向分は、令和2年4月1日時点で実施した転換意向調査の結果

1

2 介護サービス利用者数の見込 (令和2年12月現在)

(人/月)

熊毛圏域						
区分	サービスの種類	令和元年度	令和5年度	増減(R元比)	令和7年度	増減(R元比)
在宅系	居宅・地域密着型サービス (居住系サービスを除く)	1,404	1,514	110	1,509	105
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	100	116	16	116	16
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	49	52	3	53	4
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	441	450	9	466	25
	介護老人保健施設	91	104	13	107	16
	介護療養型医療施設	1	0	△1	0	△1
	介護医療院	2	4	2	4	2
(参考)	高齢者数	14,704	14,896	192	14,887	183
	前期高齢者数(65~74歳)	6,704	6,821	117	6,711	7
	後期高齢者数(75歳~)	8,000	8,075	75	8,176	176

2

介護保険サービスの体系1(県指定)

(令和2年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問系	訪問介護(ホームヘルプ)	介護 予防	10,928	445
	訪問入浴介護	介護 予防	378	37
	訪問看護	介護 予防	6,224	183
	訪問リハビリテーション	介護 予防	2,610	27
	居宅療養管理指導	介護 予防	9,854	14
通所系	通所介護(デイサービス)	介護	12,707	330
	通所リハビリテーション	介護 予防	17,299	11
短期滞在系	短期入所生活介護	介護 予防	3,223	199
	短期入所療養介護	介護 予防	717	7
その他	福祉用具貸与	介護 予防	31,791	114
居住系	特定施設入居者生活介護	介護 予防	1,810	59
施設系	介護老人福祉施設	介護	9,654	166
	介護老人保健施設	介護	6,200	90
	介護療養型医療施設	介護	173	19
	介護医療院	介護	901	22

(注) 1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

3

介護保険サービスの体系2(市町村指定)

(令和2年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問・通所・短期入所系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	772	21
	夜間対応型訪問介護	介護	-	1
	認知症対応型通所介護	介護 予防	684	69
	地域密着型通所介護	介護	6,708	397
	小規模多機能型居宅介護	介護 予防	2,538	126
居住系	看護小規模多機能型居宅介護	介護	289	14
	認知症対応型共同生活介護	介護 予防	5,724	392
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護	391	17
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	1,081	45
	居宅介護支援	介護	48,544	620
その他	介護予防支援	予防	-	59

(注) 1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数

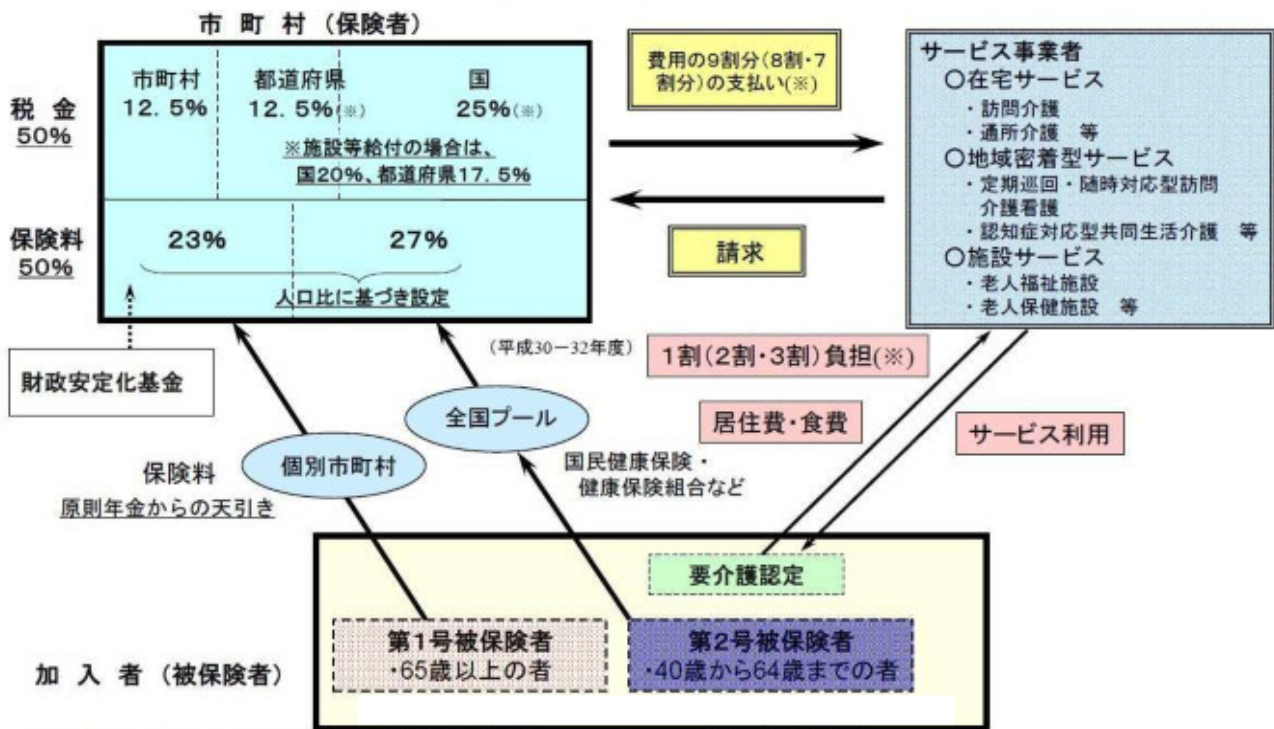
【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、訪問サービスにより提供する	-	495
通所型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、通所サービスにより提供する	-	800

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

4

介護保険制度の仕組み



(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

5

$$\text{第1号保険料} = \frac{\text{計画期間(R3~R5)中の介護給付見込総額} \times (23\% - \text{調整交付金加重交付率})}{\text{第1号被保険者数}} \div 3$$

保険料基準額(年額) = (A) 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

保険料基準額(月額) = 保険料基準額(年額) ÷ 12ヶ月

保険料収納必要額とは、第1号被保険者負担分相当額に調整交付金、財政安定化基金、市町村特別給付費等、準備基金等を勘案した金額です。

(A) 保険料収納必要額

= (B) 第1号被保険者負担分相当額 + (C) 調整交付金相当額 - (D) 調整交付金見込額

+ (3) 財政安定化基金拠出金見込額 + 財政安定化基金償還金 - (4) 準備基金取崩額 + 審査支払手数料差引額

+ (5) 市町村特別給付費等 + (6) 市町村相互財政安定化事業負担額 - (6) 市町村相互財政安定化事業交付額

(B) 第1号被保険者負担分相当額

= ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合

(C) 調整交付金相当額 = ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) × 全国平均の調整交付金交付割合 5%

(D) 調整交付金見込額 = ((1) 標準給付費見込額 + (2) 地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) × (E) 調整交付金見込交付割合

6

介護保険事業計画は、

補助事業実施するためのメニューや
方向性だけを規定するものではない

保険者である市町村が、介護保険を実施するための実行計画として、定めるもの

法に基づく介護給付等の介護保険事業を行うため、介護保険事業計画において給付の見込量を定め、その財源となる第1号被保険者の保険料を決定の上、保険料を徴収する。

介護保険法【抜粋】

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として定める区域ごとの各年度の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

7

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、7期指針：平成30年3月厚生労働省告示第57号)

○ 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

8

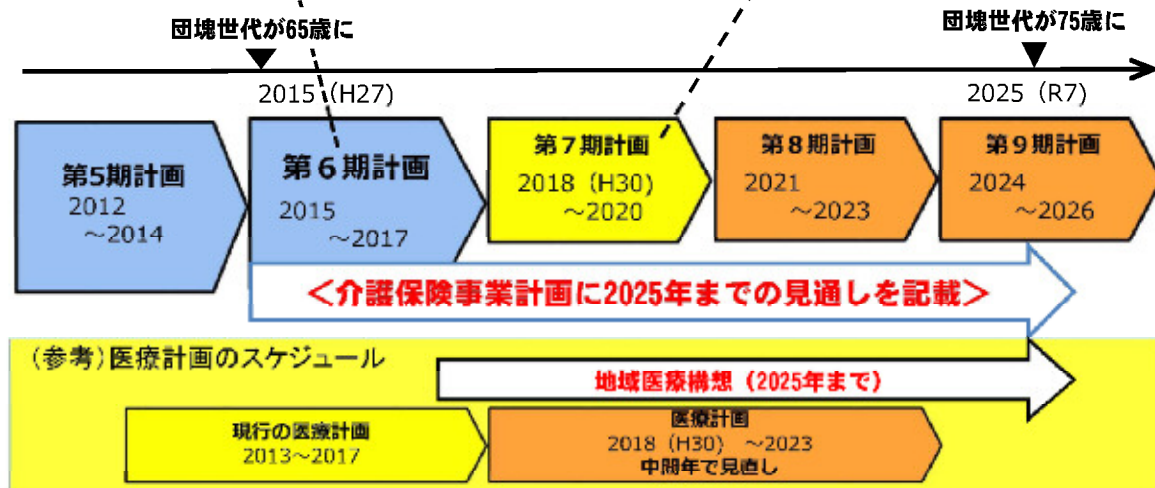
第6期及び第7期介護保険事業計画の改正点

第6期計画の改正点

- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。

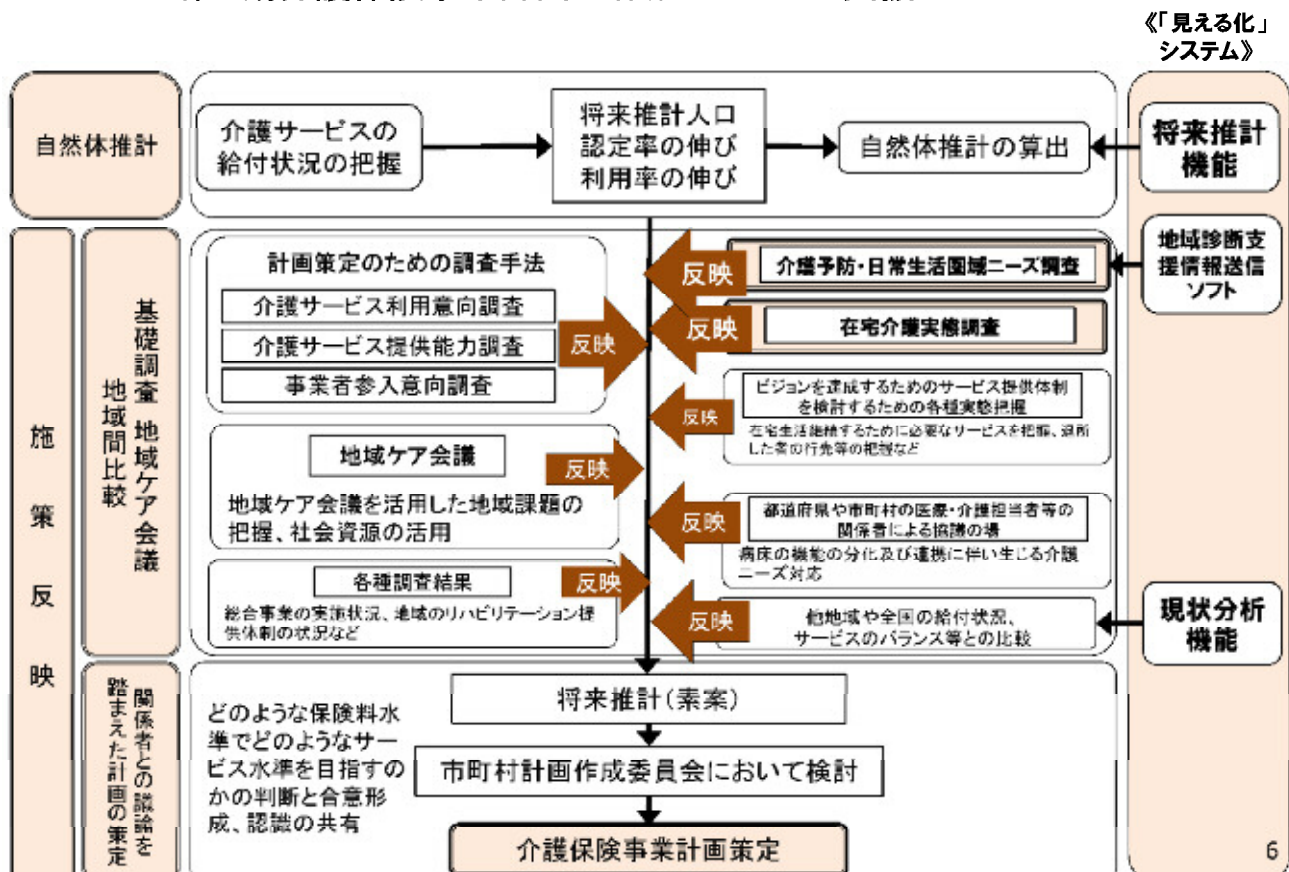
第7期計画の改正点

- 介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた各市町村の取組を推進するため、実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成すること。
- 平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致となる医療計画との整合性の更なる確保。
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備。



9

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



6

10